

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 告示

鳥取県告示第四百十六号

次の種畜について家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第  
二百九号）第四条第一項の規定により種畜証明書を交付  
した。

昭和三十一年九月十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 目次

#### ◇告示

種畜証明書の交付  
種畜証明書の書換交付  
中型まき網漁業の起業認可申請期間  
木炭規格証票及び表示の方法改正  
建設業者の変更登録

#### ◇正誤

定例県議会の招集  
昭和三十一年九月四日公告中訂正

### 黒毛和種

証明書番号 名前

生年月日

産地

血統

級別

飼養者住所氏名

昭三一  
鳥地第一号

春風

昭三〇、五、一〇

西伯、日吉津

父益広  
母みつやま

黒 九九  
八五四四八

二 西伯郡日吉津村  
山崎 藤治

〃 〃  
二 〃

綱原

〃 三、二八

〃 大山

父益広  
母としひろ

〃 〃  
四〇八五五

〃 〃  
淀江町 積

三	第貳栄峰	二、一〇	淀江	父益広	本二二七七七	岸本町
四	秀泰	二、五	大山	母第二たやま	本四〇九四	境港市竹内
五	巖	一、二四	会見	父第五栄光	黒二六二八	西伯郡岸本町
六	司栄光	四、一五	米子、二本木	母いわじ	黒一三三二〇〇	加川
七	花清	三、一八	倉吉、谷	父第五栄光	黒二六二八	日野郡溝口町
八	栄次	二、二三	東伯、中山	母たけみや	黒二六二八	西村
九	金松	昭二九、一一、三一	倉吉	父益広	黒一三九〇〇一	東伯郡東伯町
一〇	牧田	九、二六	新田	母あさひ	黒九一九	山口
一一	田中	昭三〇、一、五	米子、両三柳	父益広	黒一三二一四九	亀本
一二	伯広	五、四	東伯、羽合	母むらくも	黒九一九	赤崎町
一三	谷口	昭二九、六、二〇	八頭、智頭	父金幸	黒一六五九九	鳥取県種畜場
一四	光行	昭三〇、三、一	河原	母きた	黒三三六四	松田
				父第五山稔	黒三三六二	赤崎町
				母第二はつと	本四五一五	鳥取県種畜場
				父第五栄光	黒二六二八	
				母さかえ	黒四〇八五二	
				父井上	黒八七〇	三朝町
				母はやし	黒二四七五九	布広
				父夏源	本一八五九	恒吉
				母第四あやみ	黒九六四六三	八頭郡智頭町
				父銀翼	黒一〇六六	谷口
				母みつゆき	黒八七五二	与七

一五	桃花	二九	若桜	父西秀	黒二二二八	福本
一六	春風	二二	若桜	母もはな	黒一五〇六五〇	正一
				父下部寿竜	黒一〇六五	小松
				母あたはる	黒八七二六	善一

鳥取県告示第四百十七号  
次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。  
昭和三十一年九月十一日

種畜証明番号	名号	品種	旧飼養者住所氏名	新飼養者住所氏名
昭三一鳥取一第三六号	榮憲	黒毛和種	鳥取県東伯郡東郷町 高塚憲次郎	鳥取県東伯郡関金町 河本 積
昭三〇三七	大徳		三朝町 野見 博	倉吉市 池田 善義

鳥取県告示第四百十八号  
鳥取県海面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号）第十八条の規定により準用する同規則第七條の規定にもとづき、昭和三十一年における無動力中型まき網漁業（あじ、さば、いわしを目的とするいわゆる和

船きんちやく漁業）の起業認可申請期間を次のとおり定める。  
昭和三十一年九月十一日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十一年九月 十一日から  
九月二十五日まで

鳥取県告示第四百十九号

昭和二十七年六月鳥取県告示第二百九十九号によつて指定した木炭の規格証票の様式及び表示の方法を次のように改正し、昭和三十一年八月一日から実施する。

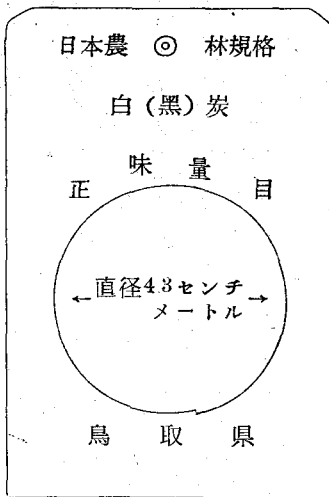
昭和三十一年九月十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

木炭の規格証票

一 規格証票の様式

(1) 一般の場合



証票 用紙とする

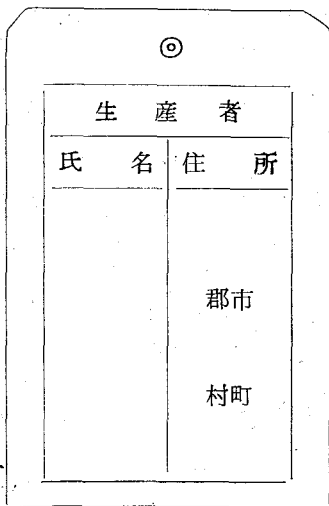
用紙の寸法 横五、五センチメートル 縦九センチメートル

用紙表面の色 地色は白とする

「かし」「くぬぎ」「あへまき」「なら」は赤色

「やぶ」「アス」はあぶ色

「くり」「まつ」「粉」「製鉄炭」は白とする



表面文字の色 白、黒炭は地色とし

「くり」「まつ」「粉」「製鉄炭」は

用紙裏面の色 地色は白とする  
裏面文字の色 黒色とする  
右の証票のスタンプ押印箇所に押印するスタンプの様式は次による。

黒色とする

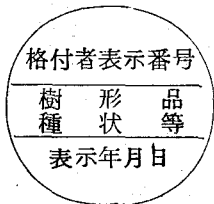
粉「くり」

及び「まつ

」を除く白

(黒)炭の

場合



円の直径

四センチメートル

ル

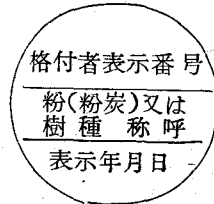
スタンプの色

黒、紫又はあい

粉「くり」

又は「まつ

」の場合



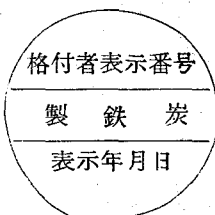
円の直径

スタンプの色は

右に同じ

製鉄用木炭

の場合



円の直径

スタンプの色は

右に同じ

不合格木炭

の場合



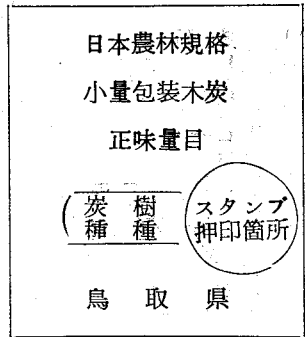
円の直径

スタンプの色は

右に同じ

二 規格証票の様式 (2)

少量包装木炭の場合



用紙の寸法 横九センチメートル縦六センチメートル

用紙の色 「炭種、樹種、称呼」欄及び「スタンプ押印箇所」欄は白とする

表面文字の色 黒色とする

右の様式のスタンプ押印箇所に押印するスタンプの様式は次による。

黒なら、さつ」の例によつて炭種、樹種、称呼を表示する。

- (7) 小量包装木炭及び切炭の場合その規格証票を紙袋の表面所定の箇所に印刷し、生産者の住所、氏名は証票以外の箇所を表示する。
- (8) 用紙による証票は格付のつど一包装ごとに、俵詰の木炭にありてはその俵小口の中央又は所定の箇所に緊着する。
- (9) 証票に用いる針金の長さは二〇センチメートル以

登録番号 登録年月日 商号又は名称  
 鳥取県知事登録 昭三一、七、一 株式会社 角和組  
 (は) 第二六九号

鳥取県告示第四百二十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和三十一年八月三十一日変更登録した。

昭和三十一年九月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

三 表示の方法

- (1) 備長の称呼はスタンプ樹種、称呼欄に表示する。
- (2) 粉「くり」及び「まつ」を除く白炭又は黒炭で形状称呼を附さない場合はスタンプの形状称呼欄を※印で埋める。
- (3) 前項の場合以外でスタンプに空欄を生ずる場合には★印で埋める。
- (4) 不合格の場合には証票面の「炭種、樹種、称呼及び正味量目」の文字を消す。
- (5) 製鉄用木炭のスタンプを押印する場合には証票面の「炭種」の文字を消す。
- (6) 炭種、樹種称呼の異なるものを混交した場合（小量包装木炭）には規格証票所定箇所に「白かし、さつ



円の直径  
 スタンプの色  
 黒、紫又はあゝ

上としてこれを折まげて使用する。

鳥取県告示第四百二十号  
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年八月二十九日変更登録した。  
 昭和三十一年九月十一日  
 鳥取県知事 遠 藤 茂

主たる営業所所在地 申請者氏名  
 (旧) 鳥取市二階町二丁目五蔵内 青柳 寿久  
 (新) 東品治町一区二四三ノ一 青柳 寿久

